

命 令 書

再審査申立人 株式会社松筒自動車学校

再審査被申立人 全国一般労働組合大阪府本部  
全自動車教習所労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1の認定した事実の1の(1)中「被申立人株式会社松筒自動車学校」を「再審査申立人株式会社松筒自動車学校」に、同(2)中「申立人総評全国一般労組大阪地連全自動車教習所労働組合（以下「A1派組合」という）」を「再審査被申立人全国一般労働組合大阪府本部全自動車教習所労働組合（本組合は、本件審問終結時には総評全国一般労組大阪地連全自動車教習所労働組合と称していた。以下「A1派組合」という。）」に改める以外は、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

第2 当委員会の判断

当委員会の判断は、本件初審命令の理由第2の判断と同一であるので、これを引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命令する。

昭和55年12月 3 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎